



# も く じ

|                                 | ページ |
|---------------------------------|-----|
| 1 生活保護とは……………                   | 1   |
| 2 生活保護を受けた場合の権利……………            | 1   |
| 3 努力してください……………                 | 2   |
| 4 届けてください……………                  | 3   |
| 5 守ってください……………                  | 5   |
| 6 生活保護の種類（一時扶助等）について……………       | 6   |
| 7 病気になったとき……………                 | 9   |
| 8 介護が必要になったとき……………              | 11  |
| 9 これから生活していく上で……………             | 12  |
| 10 福祉事務所の決定に疑問があるとき……………        | 13  |
| 11 民生委員の役割……………                 | 13  |
| 12 利用できるもの……………                 | 14  |
| 一時扶助等支給条件……………                  | 15  |
| 緊急工事を行う場合の注意事項……………             | 20  |
| （参考）生活保護法第61条に基づく収入の申告について（確認）… | 21  |
| 火災予防について……………                   | 22  |
| 熱中症予防のために……………                  | 24  |

## 1

## 生活保護とは

私たちの一生の間には、さまざまな事情で生活に困ることがあります。

生活保護は、このような時にあらゆる努力をしても、なお生活できない場合に、日本国憲法第25条の理念に基づき、国が経済的な援助を行いながら健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自分の力で生活していけるように手助けする制度です。

生活保護を等しく、正しく行うために、いくつかの約束や決まりが定められています。

そのうちの主なものについて、これから説明しますので、これらをよく理解して、生活の維持、向上への努力を行ってください。

## 2

## 生活保護を受けた場合の権利

生活保護法では、保護を受けている間、次のことが保障されています。

- (1) 正当な理由なしには保護の内容は不利益に変更されません。
- (2) 保護費として受けたお金や品物、また、保護を受ける権利は差し押さえられません。
- (3) 保護費として受けたお金や品物に税金はかかりません。

※生活保護の概要（あらまし）は二次元（QR）コードを読み取ってご参照ください。



### 3 どりょく 努力してください

せいかつ ほご う 生活保護を受けている間は、あいだ 世帯全員が ちから 力を合わせ、ししゅつ 支出の せつやく 節約  
をはかり、せいかつ いじ 生活の維持、こうじょう つと 向上に努めなければなりません。

ついては、つき 次のようなことについて さいだいげん 最大限の どりょく 努力をしてください。

(1) はたら 働くことができる人は、ひと 常にその つね 能力に のうりょく 応じて はたら 働いてくだ  
さい。たんとう 担当の ケースワーカー が ひつよう 必要に おう 応じて しゅうしょく 就職や ぞうしゅう 増収な  
どのための しえん 支援を行います。はたら 働いて得られた しゅうにゅう 収入の場合、  
しゅうにゅうがく 収入額に おう 応じて さだ 定められた がく 額を さひ 差し引いた のこ 残りを しゅうにゅう 収入と  
して にんてい 認定しますので、はたら 働くことはあなたの せたい 世帯の せいかつ 生活の  
こうじょう 向上につながります。

(2) よちよきん 預貯金、せいめいほけん 生命保険、とち 土地や かおく 家屋、じどうしゃ 自動車、ききんぞく 貴金属、ゆうかしょうけん 有価証券  
などの しさん 資産のうち せいかつ ほご う 生活保護を受けている間は、あいだ 保有が ほゆう 認めら  
れないものは う 売るなどして せいかつひ 生活費にあててください。じどうしゃ 自動車  
の しゃくよう 借用も げんそく 原則として みと 認められません。なお、せいかつ ほご う 生活保護を受け  
ている間でも あいだ 保有が ほゆう 認められる しさん 資産もありますので、くわ 詳しく  
は たんとう 担当の ケースワーカー にお尋ねください。

(3) しおく 仕送りなどの えんじょ 援助を、おや 親や こ 子ども、ぎょうだいしまい 兄弟姉妹などにお願  
いしてください。なお、おやせたい ひとり親世帯の場合は、ばあい 子どもの こ 世帯外  
の おや 親から こ 子どもの よういくりょう 養育料などを う 受けられるように どりょく 努力してく  
ださい。

(4) ねんきん 年金や しゃかいほけん 社会保険、こようほけん 雇用保険、じどうふようてあて 児童扶養手当、じどうてあて 児童手当など生  
かつほごほういがい 活保護法以外の ほうりつ 法律や せいど 制度で りよう 利用できるものについては、す

べて利用してください。

もし、これらの努力を怠っているときは、保護の停止や廃止などの処分を受けることがあります。

## 4 届けてください

次のような場合は、届け出の義務があります。あなたの世帯の生活保護の金額などを決めるのに必要なものですので、すぐに担当のケースワーカーへ届け出をしてください。

(1) 収入が増えたり、減ったりするとき。

(年金や手当、援助、養育料の他、借金などの臨時的な収入も含まれます。また、働きに行く交通費や働く際に必要な放課後児童クラブの費用など、収入から差し引くことが出来る経費もありますので、あわせて届け出てください。)

※ 福祉事務所では、毎年課税調査を行っており、福祉事務所に申告されている収入と、勤務先から市役所等に提出される「給与支払い報告書」等の課税資料の内容が一致しているかを確認しています。

(2) 新たに働くようになったり、やめたり、仕事が変わるとき。

(子どものアルバイトも含まれます。高校生のアルバイト収入は、就学のための必要最小限度の費用や運転免許など就労に役立つ技能を修得する経費を収入として認定しない取り扱いもあります。)

(3) 家族の人数が変わるとき。

(転出や転入、死亡や子どもが生まれたときも含まれます。)

(4) 家賃や間代、地代が変わるとき。

- (5) 引越しをする理由ができたとき。
- (6) 長期間家を留守にするとき。
- (7) 病院に行くときや入院、退院するとき。
- (8) 自分の力で生活できるみとおしがついたとき。
- (9) 障害者手帳を取得・喪失したり、等級が変更になったとき。
- (10) そのほか、家族の生活の状況が変わるとき。

もし、収入や家族の状況について届け出をしなかったときは、増えるべき保護費が増えないことや、逆に、支払いすぎた保護費を返してもらおうこと、さらに、保護費の支払いができなくなることがあります。

また、実際と違った届け出をして、不正に生活保護費を受けた場合は、不正に受けた保護費（医療費や介護費も含まれます。）を返還してもらおうとともに、不正が特に悪質なときは返還する額に一定額を加算することや、警察に告訴することがありますので、あなたの世帯の状況は、ありのままに届け出てください。

なお、補償金など何らかの臨時的な収入がすぐに得られない場合等は、その収入が得られるまでは保護費を支給します。後日、その収入が得られた場合は、その間に支給した保護費については収入の範囲内で全額返還してもらおうことが原則です。ただし、必要な額を一部控除することが可能な場合がありますので、例えば、生活用品が壊れて使用できないなど普段の生活で困っていることがあれば、担当のケースワーカーに伝えてください。

※ 生活保護受給中の借金は、福祉事務所が事前に認めた一部の貸付金を除き、できません。

※ 適正な収入の申告をしてもらうため、担当のケースワーカーが定期的に説明を行います。その際には、世帯員全員から説明の内容を理解したことの確認書に署名をしてもらいます。

## 5 まも 守ってください

福祉事務所では、健康で文化的な最低限度の生活の保障と生活を向上させるために、あなたの住まいを訪問するなどして世帯の状況を正確に知り、必要な助言・指導や指示をすることがあります。

福祉事務所からの指導や指示は必ず守ってください。

もし、守らなかった場合は、保護の停止や廃止などの処分を受けることがあります。

## 6

## 生活保護の種類（一時扶助等）について

生活保護は、その内容によって、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助と、臨時的な需要に応じるための各種の一時扶助などがあります。毎月支給される保護費のなかには、最低生活費として必要なものが、すべて含まれています。しかし、出産、入学、入退院や保護開始などの際に品物の持ち合わせがない場合など、保護費のやり繰りでは品物を確保することが困難なことがあります。そこでこのような場合に限り、臨時的に一定のものを支給するものが一時扶助等です。

生活保護は事前の申請が原則必要です。必ず事前に、担当のケースワーカーにご相談ください。

なお、それぞれの支給には一定の条件や上限額がありますので、次の項目であっても、支給されない場合があります。また、次の項目以外の扶助もありますので、担当のケースワーカーにご相談ください。

## 一時扶助等の例

詳細は15ページ以降をご覧ください。

## • 被服費

|        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 布団     | 布団類が全くない、または全く使用できなくなった場合の購入費用 |
| 被服     | 被服を持っていない場合の購入費用               |
| 新生児被服等 | 出産を控えて産着などを必要とする場合の購入費用        |

- ねまきとう 寝巻等…………… に入院を必要とする人が入院するとき、  
ねまき 寝巻などが全くない、または使用できな  
い場合の購入費用
- おむつ…………… 常時失禁状態にある人でおむつを必要と  
する場合の購入費用
- 移送費…………… 求職活動や親族の葬儀に参加するための  
交通費、転居するときの家具の運搬費など
- 家具什器費…………… 保護開始時に持ち合わせがない人、長期  
入院後に退院する単身者、災害にあった人  
などが必要とする炊事用具・食器類等の  
家具什器や、冷暖房器具の購入費用（詳し  
くは担当のケースワーカーにご相談くだ  
さい。）

しょう ちゅうがっこうかんけい  
【小・中学校関係】

- 入学準備金…………… 小・中学校の入学準備に必要な費用
- 教材代…………… 小・中学校が指定した教材の購入費用
- 学習支援費…………… 課外のクラブ活動に必要な道具類の購入、  
部費、交通費などにかかる費用
- 校外活動参加費…………… 小・中学校等が行う校外活動（修学  
旅行を除く）の参加費

※教材代、校外活動参加費は、福祉事務所から小・中学校に直接

支払います。

こうとうがっこうかんけい  
【高等学校関係】

- 高等学校等就学費…… 高等学校の授業料や入学料など
- 学習支援費…… 前記の小・中学校関係と同じ
- 通学用自転車…… 通学のために自転車を使用しなければ  
ならない場合の自転車購入費用

しゅうしょく だいがくしんがくかんけい  
【就職・大学進学関係】

- 就職支度費…… 就職が確定し、就職に直接必要な洋服  
類等の持ち合わせがない場合の購入  
費用や初任給が支給されるまでの通勤費
- 就労自立給付金…… 就労によって生活保護を必要としなくな  
った場合の給付金
- 進学・就職準備給付金…… 高等学校等卒業後大学等に進学する場合、  
または、就職し生活保護を必要としなくな  
った場合の給付金

じゅうたくかんけい  
【住宅関係】

- 転居のための敷金等…… 退院するときに住居がないなど、転居が  
必要と認められる場合の費用
- 契約更新料等…… 借家の契約更新料や保証料、火災保険料  
など
- 家屋補修…… 家屋の屋根や壁などの補修を必要とする  
場合の費用

○ 支給にあたっては、原則として見積書や領収書などの書類が  
必要です。

## 7 病気になったとき

病気やけがの治療のために病院に行きたいときは、つぎのことを  
まも  
守ってください。

- (1) 病院などで治療を受けるときは、「医療券」などが必要です。新たに病院にかかるなど、受診する前に必ず福祉事務所に届け出てください。
- (2) 自宅近くにかかりつけの病院や薬局を決めて受診するように心がけ、主治医の指示に従って、治療を受けてください。
- (3) 入院するときや退院するとき、必ず福祉事務所に届け出てください。
- (4) 急病や休日・夜間の受診で事前に福祉事務所に届け出ることができない場合は、印鑑カードを病院の窓口に表示し、受診後はすみやかに福祉事務所に届け出てください。
- (5) 会社などの健康保険証を持っている場合は、「医療券」とあわせて使ってください。
- (6) 障害福祉サービスなど、生活保護以外の法律や制度で受けられるものがあるときは、優先して受けてください。
- (7) 特別な事情がなければ、同じ病気やけがの治療を複数の病院で受けることはできません。また、同じ病気やけがの治療で同じ病院をひと月内に15日以上受診することも原則として認められません。

(8) 交通事故や争いごと(けんかなど)が原因でけがをして、病院に行きたいときは、必ず福祉事務所に届け出てください。

(9) 病院を受診する際は、必ず「お薬手帳」を持参してください。

※ お薬手帳…あなたが飲んでいる薬の記録で、病院や薬局で見せることにより、以下の良い点があります。

- 処方された薬を管理するだけでなく、上手に活用することで病気の回復を早めることに役立ちます。
- 同じ薬を二重に処方することや、一緒に飲んではいけない薬を処方されたことによる健康被害を防ぐことができます。
- かかりつけ以外の病院や救急外来を受診する場合、初めて行く病院でもあなたが飲んでいる薬が分かるため、治療に役立ちます。

(10) 薬や症状によって、後発医薬品(ジェネリック医薬品)を使用することができると主治医が判断した場合には、原則として、後発医薬品を使用することになっています。

※ 後発医薬品とは、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効き目を持つ医薬品のことです。

(11) 次のような場合には、事前に担当のケースワーカーに相談してください。

- 病院に通院する場合には、自宅近くの病院を受診することが原則ですが、病気やけがの状態によりバスやタクシーなどの利用が必要なとき(タクシー等を利用したときは領収書が必要となります。障害者割引など各種割引制度の対象となる人は制度を利用してください。)
- 各種健康診査を受けるとき、診断書が必要なとき

\* 健康診査は、疾病の早期発見に加え、自らの健康状態

はあく せいかつしゅうかん み なお き かい  
を把握し、生活習慣を見直す機会になりますので、  
ていきてき じゅしん  
定期的に受診しましょう。

- ちりょう う ひつよう もの ほこうほじょ  
治療を受けるために必要な物（めがねや歩行補助つえ、  
ぎし  
義肢など）があるとき
- せじゆつ じゅうどうせいふく ま  
施術（柔道整復、はり・きゅう、あん摩・マッサージ）  
う  
を受けたいとき（※医師の同意が必要）

たぼく たっきゅう こっせつ おうきゅうてあて せいかつ ほ ご  
＊打撲やねんざ、脱臼や骨折の応急手当は、生活保護  
してい せいこつじん ちりょう う  
指定の整骨院で治療を受けることができます。（※医  
し どうい ひつよう  
師の同意は必要なし）

## 8 かいご ひつよう 介護が必要になったとき

さいいじょう ひと せいかつ かいご しえん ひつよう  
65歳以上の人で、生活をするうえで介護や支援が必要になった  
ばあい ふくしじむしょ もう て かいご ひつよう  
場合には、福祉事務所に申し出て下さい。介護サービスが必要か  
しんさ う てつづ おこな りようりょう じ こ  
どうかの審査を受ける手続きを行います。サービスの利用料の自己  
ふたんぶん ふくしじむしょ ふたん  
負担分については、福祉事務所が負担します。

さい さい ひと かけい ともな とくてい びょうき  
また、40歳から64歳までの人でも、加齢に伴う特定の病気が  
げんいん かいご う ばあい たんとう  
原因であれば介護サービスを受けられる場合がありますので、担当  
のケースワーカーにそうだん  
相談してください。

## 9 これから生活していく上で

毎月の生活は、あなたの世帯の収入と福祉事務所からの保護費とをあわせた範囲内でやり繰りをしていくことになります。

あなたの生活に何か困ったことが起こったときは、担当のケースワーカーに相談してください。

相談の内容によっては、生活保護制度の中で解決できないこともあります。その時は、他の法律や制度などで何か役に立つようなものがないかなど、解決できる方法を一緒になって考えていきます。

※ 預貯金などの資産については、12か月ごとに申告しなければいけません。また、支出の状態によっては、生活の維持向上に向けて、担当のケースワーカーは、計画的な支出を助言することがあります。

※ 貯まったお金については、使い道を確認した上で保有が認められるかどうかを福祉事務所が判断します。

実際と違った届け出をした場合、生活保護費を不正に受けていたとみなされることがあるため、資産申告をするときには、あなたが保有している預貯金、手持ち現金について正しく申告してください。

生活保護では、国が定めている生活保護基準の変更や、あなたの世帯の収入、家族の状況の変化により、保護の種類や保護費の額が変更されたり、保護が停止や廃止になったりすることがあります。

このようなときは、担当のケースワーカーが十分説明をしますが、もし、保護の決定に疑問があるときは、遠慮せずに担当のケースワーカーにおたずねください。

それでもなお、納得がいけない場合は、その決定を知った日（決定通知書を郵便等で受け取った日など）の翌日から3か月以内に福岡県知事あてに不服を申し立てることができます。（このことを審査請求といいます。）

また、苦情を伺って、中立・公正な立場で問題の解決に取り組む保健福祉オンブズパーソン制度もあります。

民生委員は、地域に住む人たちが、生活面で困ったことや心配ごとが起きたり、相談したいことが生じた時、相談にのったり、必要な助言・指導を行います。民生委員は、福祉事務所の協力機関として、あなたと福祉事務所の橋渡しをしてくれます。相談の内容など秘密は固く守りますので、安心して相談してください。

また、必要な場合、民生委員が家庭訪問を行うこともあります。

てつづ おこな せいかつ ほ こじゅきゅうちゅう げんかく めんじょ  
手続きを行えば、生活保護受給中は減額または免除されるもの  
があります。

| ないよう<br>〈内容〉              | しんせいさき<br>〈申請先〉                |
|---------------------------|--------------------------------|
| こくみんねんきんほけんりょう<br>国民年金保険料 | かくくやくしょこくほねんきんか<br>各区役所国保年金課   |
| ほうそうじゅしんりょう<br>NHK放送受信料   | エヌエイチケイ<br>NHK                 |
| つうきんていきけん<br>JR通勤定期券      | ジェイアール<br>J R                  |
| こていしさんぜい<br>固定資産税         | こていしさんぜいかぜいたんとうか<br>固定資産税課税担当課 |

など

こせきなど こうふせいきゅうてすうりょう げんめん ばあい  
※戸籍等の交付請求手数料についても、減免される場合があります。  
せいきゅうまどぐち たす  
請求窓口でお尋ねください。

### けんこうほけんしょう 〈健康保険証について〉

せいかつ ほ こ う こくみんけんこうほけんしょう こうきこうれいしゃいりょうひ  
生活保護を受けると国民健康保険証および後期高齢者医療被  
ほけんしゃしょう つか くやくしょこくほねんきんか かえ  
保険者証は使えなくなりますので、区役所国保年金課に返してくだ  
さい。

ただし、かいしゃ こよう ひと けんこうほけん せいかつ ほ こ う  
ただし、会社に雇用されている人の健康保険など、生活保護を受け  
ている間も使用できるものがあります。その場合も、自己負担分は  
ほごひ しはら いりょうけん つか くわ  
保護費で支払いますので、医療券とあわせて使ってください。詳し  
くはたんとうのケースワーカーにおたずねください。

ほごう あいだ かいしゃ けんこうほけん かにゅう  
また、保護を受けている間に、会社などの健康保険に加入また  
だったい たんとう とど で  
は脱退したときには、すぐに担当のケースワーカーに届け出してくだ  
さい。

必ず事前に、担当のケースワーカーにご相談ください。

いちじふじょうしきゅうじょうけん きじゅんがく はんいない ひつようさいしょうげんど がく しきゅう  
 一時扶助等支給条件（基準額の範囲内で必要最小限度の額を支給します）

|  |  |
|--|--|
| ひふくひ<br>【被服費】  |  |
| ふとんるい<br>布団類   | つぎ がいとう じっさい しょう ふとんるい まった まった しょう<br>次の1～3のいずれかに該当し、実際に使用する布団類が全くないか全く使用できな<br>くなり、代わりのものがない場合<br>1 せいかつほ ごかいしじ<br>生活保護開始時<br>2 ちょうきにゅういん にゅうしょご たいいん たいしょ ばあい<br>長期入院・入所後に退院・退所した場合<br>3 はんざいとう ひがい う どういつせたい ひと ぼうりょく う せいめい しんたい あんぜん<br>犯罪等により被害を受け、または同一世帯の人から暴力を受け、生命・身体の安全の<br>かくほ あら しゃくやとう てんきよ ばあい<br>確保のために新たに借家等に転居する場合 |
| へいじょうぎ<br>平常着  | せいかつほ ごかいしじ ちょうきにゅういん にゅうしょご たいいん たいしょ ばあい じっさい ちゃくよう<br>生活保護開始時および長期入院・入所後に退院・退所した場合で、実際に着用する<br>ひふく まった しょう じゅうきょう ひと<br>被服が全くないか全く使用できない状況にある人<br>しょうがっこうだい がくねん しんきゅう じどう がくどうふく とくべつ じゅうよう ふくしじむしょ<br>小学校第4学年に進級する児童で、学童服について特別の需要があると福祉事務所が<br>みと ひと<br>認めた人   |
| さいがいじ<br>災害時   | さいがい さいがいきゅうじょうほう はつどう ばあい さいがい しどう きゅうご<br>災害にあり、災害救助法が発動されない場合で、その災害があった市等の救護をもつ<br>てしては、災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服を<br>さいがい<br>まかなうことができない場合   |
| しゅつさんじ<br>出産時  | しゅつさん ひか しんせいじ しんぐ うぶぎ とう ようい ひつよう ばあい<br>出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合  |
| にゅういんじ<br>入院時  | にゅういん ひつよう ひと にゅういん ねまき そうどう ひふく まった<br>入院を必要とする人が入院するとき、寝巻またはこれに相当する被服が全くないか<br>しょう ばあい<br>使用できない場合   |
| おむつ  | じょうじしきんじょうだい かんじゃ かいごせつにゅうしよしゃ のそ とう かみ ぬの かし<br>常時失禁状態にある患者(介護施設入所者を除く)等が紙おむつ、布おむつ、貸おむつ<br>せんたくだい ひつよう ばあい<br>またはおむつの洗濯代を必要とする場合  |
| かくじゅうきひ<br>【家具什器費】   |  |
| 1 炊事用具、食器等の家具什器<br>かき かいとう すいじょうぐ しょつきとう かくじゅうき ひつよう じょうだい<br>下記の(1)～(5)のいずれかに該当し、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあ<br>ると認められる場合<br>2 だんぼうきぐ<br>かき かいとう いこうはじ とうらい とうまかさん にんてい つぎ<br>下記の(1)～(5)のいずれかに該当し、それ以降初めて到来する冬季加算が認定される月にお<br>いて、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないとき<br>3 れいぼうきぐ<br>かき かいとう せたい こうれいしゅ しょうがい じ しゅ しょうにおよ なんびょうかんじゅ<br>下記の(1)～(5)のいずれかに該当し、世帯に高齢者、障害(児)者、小児及び難病患者など<br>なっちゅうしょうよぼう とく ひつよう もの ばあい いこう はじめ とうらい なっちゅうしょうよぼう<br>熱中症予防が特に必要とされるものがある場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が<br>ひつよう なる じき むか あ さいていせいかつ ちよくせつひつよう れいぼうきぐ も あ しん<br>必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむ<br>を得ないと実施機関が認めるとき<br>4 設置費用<br>じょうき こうにゅう さい せちあひよう べつとひつよう ばあい しん え じっしきかん<br>上記の1～3の購入に際して設置費用が別途必要な場合であって、真にやむを得ないと実施機関が<br>認めるとき<br>(1) せいかつほ ごかいしじ さいていせいかつ ちよくせつひつよう かくじゅうき も あ<br>生活保護開始時に、最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがないとき<br>(2) ちょうきにゅういん にゅうしょご たいいん たいしょ たんしんしゅ あら しゃくやとう きょじゅう ばあい さいてい<br>長期入院・入所後に退院・退所した単身者で、新たに借家等に居住しようとする場合に、最低<br>せいかつ ちよくせつひつよう かくじゅうき も あ<br>生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがないとき<br>(3) さいがい さいがいきゅうじょうほう はつどう ばあい さいがい しどう きゅうご<br>災害にあり、災害救助法が発動されない場合で、その災害があった市等の救護をもってして |  |

必ず事前に、担当のケースワーカーにご相談ください。

- は、災害によって失った最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないとき
- (4) 転居の場合で、新旧住居の設備の違いにより、最低生活に直接必要な家具什器を補充しなければならぬ事情が認められるとき
- (5) 犯罪等により被害を受け、または同一世帯の人から暴力を受け、生命・身体の安全の確保のために新たに借家等に転居する場合で、最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがないとき

【移送費】

- 次の1～15のいずれかに該当し、他に経費を支出する方法がない場合
  - ・1 または2に該当する場合で、福祉事務所の委託で生活保護受給者（以下「受給者」という。）を移送する人がいるとき
  - ・3、5、10、12に該当する場合で、付添者を必要とするとき
  - ・4に該当する場合の受給者の扶養者にあつては、その人に要する交通費、宿泊料および飲食物費、ならびに日当(福祉事務所の委託で受給者を移送する人について必要がある場合に限る。)についても、同様の取り扱いとする
- 1 生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない人で、野外で生活している人、外国からの帰還者等やむを得ない状態にあると認められる要保護者を扶養義務者その他の確実な引取り先に移送する必要があると認められる場合
- 2 要保護者を保護の必要上遠くの保護施設等へ移送する場合
- 3 受給者が福祉事務所の指示または指導を受けて他法による給付の手續、施設入所手續、就職手續および検診等のためこれらの施設等へ出向いた場合
- 4 受給者が福祉事務所の指示または指導を受けて、その世帯の世帯員として認定すべき受給者の被扶養者を引取りに行く場合
- 5 受給者が障害者支援施設、公共職業能力開発施設等に入所もしくはこれらの施設から退所する場合またはこれらの施設に通所する場合に、身体的条件、地理的条件または交通事情により、交通費を伴う方法以外には通所する方法が全くないかまたはきわめて困難である場合
- 6 5に掲げる施設等に入所している受給者がこれらの施設の長の指導により出身世帯に一時帰省する場合またはこれらの施設に入所している人の出身世帯員(生活保護受給世帯に限る。)がやむを得ない事情のためこれらの施設の長の要請によりその施設へ行く場合
- 7 受給者が福祉事務所の指示または指導を受けて求職または施設利用のため熱心かつ誠実に努力した場合
- 8 生活保護受給世帯員のいずれかが入院したためその患者の移送以外に福祉事務所が認める最小限度の連絡を要する場合
- 9 受給者（その委託による代理人を含む。）が、その受給者の配偶者、3親等以内の血族もしくは2親等以内の姻族であつて他に引取人のない遺体、遺骨を引取りに行く場合またはそれらの人の遺骨を納めに行く場合で福祉事務所がやむを得ないと認めるとき。
- 10 受給者が配偶者、3親等以内の血族もしくは2親等以内の姻族が危篤に陥っているためそのもとへ行く場合またはそれらの人の葬儀に参加する場合で福祉事務所がやむを得ないと認めるとき
- 11 受給者が転居する場合または住居を失った受給者が家財道具を他に保管する場合およびその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。

必ず事前に、担当のケースワーカーにご相談ください。

- 12 受給者が出産又は妊婦健診のため病院、助産所等へ入院、入所し、または退院、退所、通院又は通所する場合
- 13 刑務所、少年院等に入所している人の出身世帯員(生活保護受給世帯に限る。)がやむを得ない事情のためこれらの施設の長の要請によりその施設へ行く場合
- 14 次の(1)～(3)のいずれかに該当し、それがその世帯の自立のため必要かつ有効であると認められるとき
- (1) アルコールやその他薬物などの依存症もしくは過去に依存症であった人またはその同一世帯員が、病状改善や社会復帰の促進を図ることを目的とする事業や団体(以下「自助会」という。)の活動を継続的に活用する場合
- (2) アルコールやその他薬物などの依存症もしくは過去に依存症であった人(同伴する同一世帯員を含む。)が、自助会の実施する2泊3日以内の宿泊研修会(原則として福岡県内に限る。)に参加する場合
- (3) 精神保健福祉センター、保健所等において精神保健福祉業務として行われる社会復帰相談指導事業等の対象者またはその同一世帯員が、その事業を継続的に活用する場合
- 15 受給者が子の養育費の支払いを求める調停または審判のため家庭裁判所に出頭する場合
- 16 受給者が被保護者健康管理支援事業に基づく受診勧奨による、健診又は保健指導のため通院又は通所する場合

【入学準備金】

小学校または中学校に入学する児童、生徒が、入学準備のための費用を必要とする場合

【就労活動促進費】

早期に就労による生活保護脱却が可能と福祉事務所が判断する人が、次の1～4をすべて満たす場合

- 「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」に定める「自立活動確認書」(以下「確認書」という)に基づき、以下の2～4に定める求職活動を行っていること
  - 原則、月1回以上求職先の面接を受けているまたは月3回以上求職先に応募していること
  - 原則、月1回以上福祉事務所の面接を受けること
  - 確認書に基づく求職活動として(1)～(3)までを組み合わせると原則週1回以上の活動を月6回以上行っていること
- (1) 公共職業安定所における求職活動
- 職業相談および職業紹介
  - 求職活動で必要な履歴書、職務経歴書の作り方や面接の受け方等をはじめ各種のセミナー等への参加
- (2) 「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」に定める就労支援プログラムに基づき、福祉事務所が行う就労支援への参加
- (3) 「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」に基づく生活保護受給者等就労自立促進事業への参加

【配電設備費】

受給者が実際に居住する家屋に配電設備が全くない場合

必ず事前に、担当のケースワーカーにご相談ください。

|   |
|---|
| <p>すいどう い ど げすいどうせつびひ<br/> <b>【水道、井戸または下水道設備費】</b></p> <p>じゆきゆうしや さいていげんど せいかつ い じ すいどう い ど せつび かくじつ ひつよう<br/>         受給者が最低限度の生活の維持のために水道または井戸を設備することが確実に必要であると認められ、かつ、その地域のほとんどの世帯が水道または井戸を設けているとき</p> <p>また、受給者が市街地の中心部等に居住している場合であって、現在の下水(尿尿を除く。)処理の方法ではこの世帯または周辺地域の衛生を大きく損なうことが認められ、かつ、下水道設備によるほか適当な処理方法がないとき</p>  |
| <p>えきかせきゆ せつびひ<br/> <b>【液化石油ガス設備費】</b></p> <p>じゆきゆうしや さいていげんど せいかつ い じ どうえきかせきゆ せつび せつち かくじつ ひつよう<br/>         受給者が最低限度の生活の維持のためにプロパンガス等液化石油ガス設備を設置することが確実に必要であると認められ、かつ、その設置が周辺地域と同等のものと認められる場合</p>  |
| <p>かざいほかんりよう<br/> <b>【家財保管料】</b></p> <p>いりようきかん かいごろうじんほけんしせつ しょくぎょうのうりよくかいほつこう しゃかいふくししせつとう にゅういん にゅうしよ<br/>         医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設等に入院または入所している単身の受給者でやむを得ない事情により、家財を自宅以外の場所に保管してもらう必要があり、かつそのための経費を他からの援助等でまかなうことができない場合</p>   |
| <p>かざいしよぶんりよう<br/> <b>【家財処分料】</b></p> <p>しゃくやとう す だんしん じゆきゆうしや いりようきかん かいごろうじんほけんしせつ しょくぎょうのうりよくかいほつこう<br/>         借家等に住んでいる単身の受給者が医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校または社会福祉施設等に入院または入所し、入院または入所見込み期間(入院または入所後に受給者となったときは、受給者になったときから)が6ヶ月を超えることにより確実に家財の処分が必要な場合で、敷金の返還金、他からの援助等によりそのための経費をまかなうことができない場合</p>   |
| <p>にんぶていきけんしんりよう<br/> <b>【妊婦定期検診料】</b></p> <p>にんしん じゆきゆうしや にんしんきかんちゆう にんしんご じゆきゆうしや じゆきゆうしや いこう しちようそん<br/>         妊娠した受給者が、妊娠期間中(妊娠後に受給者となったときは、受給者になった以降)市町村において行われる妊婦の健康診査事業を利用することができず、医療機関で定期検診を受ける場合</p>   |
| <p>ふどうさんかんていひようとう<br/> <b>【不動産鑑定費用等】</b></p> <p>せいかつほ こ しんせい おこな ひと じゆきゆうしや ようほこせたいむ ふどうさんだんほがたせいかつしきん りよう しゃかい<br/>         生活保護の申請を行った人または受給者が、要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用(社会福祉協議会による貸付審査により、貸付の利用に至らなかった場合も含む。)する場合</p>   |
| <p>じよせつひ<br/> <b>【除雪費】</b></p> <p>ごうせつちたい ほんにん しんそく ちいき しえん にちじょうせいかつ ひつよう つうろ ひなんろ かくほ<br/>         豪雪地帯で、本人または親族や地域の支援では日常生活に必要な通路・避難路の確保のために必要な除排雪が困難な場合(雪囲い、雪下ろし等に要する費用を除く。)</p>  |
| <p>じゅうたくひ てんきよ しききんとう ひつよう ばあい<br/> <b>【住宅費(転居のため敷金等を必要とする場合)】</b></p> <p>にゅういんかんじや ふくしじむしよ しどう もと たいいん もと じゅうきよ ばあい<br/>         1 入院患者が福祉事務所の指導に基づいて退院するときに戻るべき住居がない場合</p> <p>ふくしじむしよ しどう もと げんざいしはら やちん まだい ていがく じゅうきよ てんきよ<br/>         2 福祉事務所の指導に基づき、現在支払われている家賃または間代よりも低額な住居に転居する場合</p> <p>とち しゅうようほう としけいかくほうとう さだ たちの きょうせい てんきよ ひつよう ばあい<br/>         3 土地収用法、都市計画法等の定めるところにより立退きを強制され、転居を必要とする場合</p> <p>たいしよくとう しゃたくとう てんきよ ばあい<br/>         4 退職等により社宅等から転居する場合</p> <p>ほうれい かんりしや しじ しゃかいふくししせつとう たいしよ もと じゅうきよ ばあい<br/>         5 法令または管理者の指示により社会福祉施設等から退所するときに戻るべき住居がない場合(その退所が施設入所の目的を達したことに限る。)</p> <p>しゅくじよていきようしせつ むりようていがくしゅくはくしよ しゃかいふくししせつ じょうだい こうだい ごう きてい むりようていがくしゅくはく<br/>         6 宿所提供施設、無料低額宿泊所(社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業を行う施設をいう。)等を一時的な生活の場として利用している場合で、居宅生活ができる</p> |

必ず事前に、担当のケースワーカーにご相談ください。

|   |  |
|---|--|
| <p>と認められる場合</p> <p>7 現に居住する住宅等において、賃貸人又は当該住宅を管理する者等から、居室の提供以外のサービス利用の強要や、著しく高額な共益費等の請求などの不当な行為が行われていると認められるため、他の賃貸住宅等に転居する場合</p> <p>8 現在の居住地が就労の場所から遠距離にあり、通勤が大変難しく、その就労の場所の近くに転居することが、世帯の収入の増加、この就労者の健康の維持等世帯の自立助長に特に効果的に役立つと認められる場合</p> <p>9 火災等の災害により現住居が消滅し、または、居住できない状態になったと認められる場合</p> <p>10 老朽または破損により居住できない状態になったと認められる場合</p> <p>11 居住する住居が明らかに狭くまたは状態が悪くて、明らかに居住できないと認められる場合</p> <p>12 病気療養上明らかに環境条件が悪いと認められる場合または高齢者もしくは身体障害者がいる場合で設備構造が居住に適さないと認められる場合</p> <p>13 住宅が確保できないため、親戚、知人宅等に一時的に身を寄せて暮らしていた人が転居する場合</p> <p>14 家主が相当の理由をもって立退きを要求し、または借家契約の更新の拒絶もしくは解約の申入れを行ったことで、やむを得ず転居する場合</p> <p>15 離婚(事実婚の解消を含む。)により新たに住居を必要とする場合</p> <p>16 高齢者、身体障害者等が扶養義務者の日常的介護を受けるため、扶養義務者の住居の近くに転居する場合</p> <p>または、双方が受給者であって、扶養義務者が日常的介護のために高齢者、身体障害者等の住居の近くに転居する場合</p> <p>17 受給者の状態等を考慮の上、適切な法定施設(グループホームや有料老人ホーム等、社会福祉各法に規定されている施設およびサービス付き高齢者向け住宅をいう。)に入居する場合で、やむを得ない場合</p> <p>18 犯罪等により被害を受け、または同一世帯に属する人から暴力を受け、生命および身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する必要がある場合</p> |  |
| <p>【住宅維持費】</p> <p>受給者が実際に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は実際に居住する家屋の補修その他維持のために経費を要する場合</p>   |  |
| <p>【医療費】</p>  |  |
| <p>ちりょう<br/>治療<br/>ざいりょう<br/>材料</p>   | <p>こくみんけんこうほけん りょうようひ しきゅうたいしょう ちりょうようそうぐ ぎし そうぐ</p> <p>国民健康保険の療養費の支給対象となる治療用装具(義肢、装具、めがね、ストーマ装具、歩行補助つえ、コルセット、弾性ストッキングなど)および輸血に使用する生血(※原則、現物給付)</p>  |
| <p>つういん<br/>通院<br/>いそうひ<br/>移送費</p>   | <p>でんしゃ どう りょう いろりょうきかん じゅしん ばあい じゅしん こうつうひ ひつよう</p> <p>電車・バス等を利用して医療機関を受診する場合でその受診にかかる交通費が必要な場合や受給者の傷病、障害等の状態により電車・バス等の利用が大変難しい人がいりょうきかん じゅしん こうつうひ ひつよう ばあい けんしんめいれい けんしん う</p> <p>医療機関を受診するときの交通費が必要な場合、検診命令により検診を受けるときに交通費が必要となる場合など</p> <p>原則として要保護者の居住地等に比較的近い距離にある医療機関であり、療養に必要な最小限度の日数に限り傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路および交通手段によって行うものであること</p> |

きんきゆうこうじ おこな ばあい ちゅういじこう  
**緊急工事を行う場合の注意事項**


トイレの詰まりや水道管の破裂などで、緊急工事が必要な場合は、  
 事前にケースワーカーに相談した上で、補修工事を行ってください。

※ 借家の場合は、まず家主に補修費用の負担について相談してください。

※ 夜間・休日の緊急工事については、福祉事務所に相談できないため、翌開庁日に  
 ケースワーカーに連絡してください。

| 項目       | 内容  |
|----------|---|
| 対象となる家屋  | 実際に居住している家屋   |
| 対象となる工事等 | <p>① すみやかに補修工事を行わなければ、日常生活に著しい支障が生じることとなるものに限る。</p> <p>② 住宅維持費の基準額の範囲内で実施できる補修工事で、必要最小限度の内容のものに限る。</p> <p>○水道設備、配電設備等の緊急工事・修理<br/>                     例) トイレの詰まり、給排水管の破損による水漏れ</p> <p>○家屋の補修その他維持のための緊急工事<br/>                     例) 雨漏りの応急対策としてのブルーシート設置工事</p> |
| 令和8年度基準額 | 136,000円 (年間の上限額)   |

水道工事業者などに心当たりがない場合は、北九州市上下水道局の「上下水道お客様センター」へ電話されるか、北九州市上下水道局のホームページをご覧ください。

|                     |  |
|---------------------|--|
| 上下水道<br>お客様センター     | 093-582-3031<br>(月曜日から土曜日まで; 8時30分から19時まで)   |
| 北九州市上下水道局<br>ホームページ | 指定工事店一覧<br> |

生活保護法第61条に基づく収入の申告について（確認）

（チェック欄）

- 生活保護法第61条に基づき、自分の世帯の収入について、福祉事務所長に申告する義務があること。
- 申告しなければならない収入は、働いて得た収入のほか年金や援助、養育料の他、借金や年金担保による借り入れなどの働きによらない収入を含めた自分の世帯の全ての収入であること。
- 世帯主だけでなく、他の世帯員の収入についても福祉事務所長に申告する義務があること。高校生などの未成年が就労（アルバイトも含む）で得た収入についても申告する義務があること。
- 不実の申告があった場合は、生活保護法第78条に基づき、得た収入の全額及び事情によってはその額に一定の率を乗じた額を加算して徴収されるものであること。不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。
- そのため、世帯全体の収入に変動があった場合、すみやかに福祉事務所に申告すること。
- 遡及して受給した年金、補償金など何らかの臨時的な収入を得ることになった場合は、その収入金額に相当するこれまで支給した保護費を全額返還してもらうことが原則であること。ただし、必要な額を一部控除することが可能な場合があるので、例えば、生活用品が壊れて使用できないなど普段の生活で困っていることがあれば、担当のケースワーカーに必ず伝えること。

以上のことにつきまして、貴福祉事務所担当

氏より説明を受け、理解しました。

令和 年 月 日

住所  
氏名  
氏名  
氏名

福祉事務所長 様

（参考）生活保護法

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部をその者から徴収するほか、その徴収する額に10分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

か じ  
火事から <sup>いのち</sup> 命 <sup>まも</sup> を守る **7** つのポイント

しゅうかん たいさく  
～ 3 つの習慣 ・ 4 つの対策

しゅうかん  
3 つの習慣

① <sup>ね</sup>寝ながらたばこを  
<sup>す</sup>吸うのはやめましょう



② ストーブは燃えやすい  
ものから <sup>はな</sup>離して <sup>しゅう</sup>使用  
しましょう



③ ガスこんろなどの  
そばを <sup>はな</sup>離れるときは  
<sup>かな</sup>ら <sup>ひ</sup> <sup>け</sup>必ず火を消しましょう



たいさく  
4 つの対策

① <sup>に</sup> <sup>おく</sup>逃げ遅れないために、<sup>じゅうたくようかさい</sup>住宅用火災  
<sup>けいほうき</sup> <sup>せっち</sup>警報器が設置され、<sup>うご</sup>動くかどうか  
<sup>かくにん</sup>確認しましょう



② <sup>しんぐ</sup> <sup>いるい</sup>寝具や衣類、カーテンは燃え  
にくいものを使用しましょう



③ <sup>じゅうたくよう</sup> <sup>しょうかき</sup>住宅用の消火器の  
<sup>いち</sup> <sup>かくにん</sup>位置を確認しましょう



④ <sup>となりきんじよ</sup> <sup>こえ</sup> <sup>か</sup> <sup>あ</sup>隣近所で声を掛け合い、いつでも  
<sup>きょうりよく</sup>協力できるようにしましょう



# こんなことから火事が起きます

ひごろ き つ  
< 日頃から気を付けましょう >

## でんき まわ 電気コード周り

いた  
傷んだまま  
しょう  
使用する



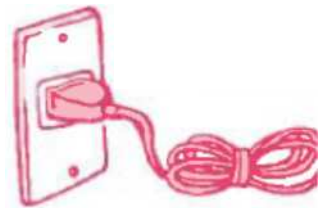
プラグにほこり  
がたまっている



あしはいせん  
タコ足配線に  
している



コードをたば  
束ねて  
しょう  
使用する



ほ  
干していたものが  
ストーブにあ  
当たる



こんろの火が  
いふく うつ  
衣服に移る



なべ  
鍋をこんろにかけた  
ほか  
まま他のことをする



ぶつだん  
仏壇のろうソク  
たお  
が倒れる



か じ ばん れんらく  
火事のときは☎119番へ連絡を！

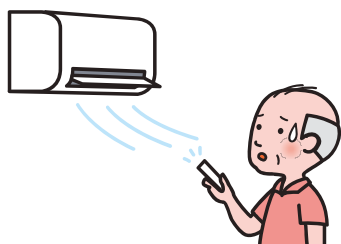
ことば みみ ふじゆう ひと  
言葉や耳が不自由な人は

ファックスで⇒ファックス番号119

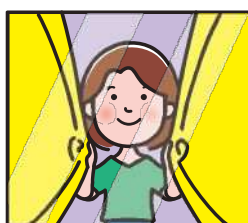
# 熱中症予防のために

## 暑さを避ける！

エアコン等で  
温度をこまめに調節



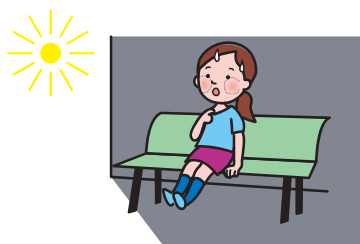
遮光カーテン・すだれの  
利用、打ち水の実施



外出時には日傘の使用、  
帽子の着用



天気のよい日は  
日陰の利用、こまめな休憩



吸湿性・速乾性のある  
通気性のよい衣服を着用



保冷剤、氷、冷たいタオル  
などで、からだを冷やす



『熱中症警戒アラート』発表時には、外出をなるべく控え、暑さを避けましょう

## こまめに水分を補給する！

室内でも、外出時でも、  
のどの渴きを感じていなくてもこまめに水分を補給



熱中症  
とは

「熱中症」は、高温多湿な環境下で、発汗による体温調節等がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、場合によっては死亡することもあります。熱中症について正しい知識を身につけ、体調の変化に気をつけるとともに、周囲にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。

熱中症予防のための  
情報・資料サイト

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu\\_taisaku/](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/)

厚労省 熱中症予防



スマートフォンでも見られます



## 熱中症の症状

- めまい
- 立ちくらみ
- 生あくび



- 大量の発汗
- 筋肉痛
- 筋肉のこむら返り

病状がすすむと

- 頭痛
- 嘔吐
- 倦怠感



- 判断力低下
- 集中力低下
- 虚脱感

応急処置をしても症状が改善されない場合は医療機関を受診しましょう

## 熱中症が疑われる人を見かけたら（主な応急処置）

エアコンが効いている室内や風通しのよい日陰など涼しい場所へ避難



衣服をゆるめ、からだを冷やす（首の周り、脇の下、脚の付け根など）



経口補水液を補給※



※経口補水液を一時に大量に飲むと、ナトリウムの過剰摂取になる可能性もあります。腎臓、心臓等の疾患の治療中で、医師に水分の摂取について指示されている場合は、指示に従ってください。

自力で水が飲めない、応答がおかしい時は、ためらわずに救急車を呼びましょう!

暑さの感じ方は、人によって異なります

その日の体調や暑さに対する慣れなどが影響します。体調の変化に気をつけましょう。

室内でも熱中症予防!

暑さを感じなくても室温や外気温を確認し、エアコン等を使って温度調節するよう心がけましょう。

高齢者や子ども、障害のある方は、特に注意が必要!

高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対するからだの調節機能も低下しているので、注意が必要です。子どもは体温の調節能力がまだ十分に発達していないので気を配る必要があります。

また、障害のある方には、体温調節が難しい場合や、のどが渇いても気づかない、自分で水分がとれない等の場合がありますので、介助者やまわりの方は注意しましょう。